

4-9 環境こだわり農業

滋賀県では、環境こだわり農業推進条例を定め、化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らすとともに、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖等の環境への負荷を少なくする技術で農産物を生産する「環境こだわり農業」を積極的に推進しています。環境こだわり農産物の栽培面積のうち水稲については、2016年度には県内作付面積の45%を占めるまでに拡大しており、環境こだわり農業が県農業のスタンダードとなることを目指しています。

1. 滋賀県環境こだわり農業推進条例

より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、県農業の健全な発展と琵琶湖等の環境保全に資することを目的として、2003年3月に「滋賀県環境こだわり農業推進条例」を制定しました。

この条例では、県はもとより、農業者等や農業団体、農産物販売業者、さらには消費者の役割を明確にするとともに、知事が環境こだわり農業推進基本計画を策定すること、そして、「環境こだわり農産物」認証制度等について定めています。

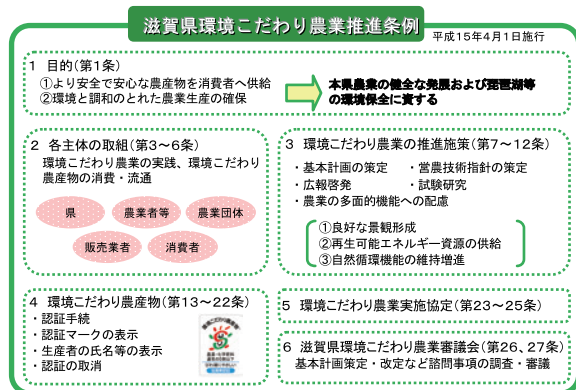


図4-9-1 滋賀県環境こだわり農業推進条例の体系図

2. 環境こだわり農業推進基本計画

環境こだわり農業推進条例第7条に基づき、2003年12月に「人と農産物と琵琶湖のいい関係づくり」をテーマとした基本計画を策定しました。その後、3回の改訂を行い、現在(2016年改訂版)は以下の3つの基本方針を掲げ、施策の展開を図っています。

(1) 基本方針1

環境こだわり農業技術の普及と環境こだわり農産物の生産拡大を推進します。

(2) 基本方針2

環境こだわり農産物の流通・販売を促進します。

(3) 基本方針3

環境こだわり農産物の積極的な利用を促進します。

3. 環境こだわり農業の推進

条例および基本計画に基づき、環境こだわり農業に取り組む農業者に対して、環境こだわり農産物認証制度はもとより、環境農業直接支払(2004～2008年度)や世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の営農活動支援(2007～2011年度)、環境保全型農業直接支払交付金(2011年度～)により支援をしてきました。

その結果、2016年度には環境こだわり農産物全体で1万5550haで取り組まれています。このうち水稲は1万3583haで、水稲作付面積の45%にまで拡大し、交付金の支援対象となる取組面積は2016年度まで5年連続で、日本一の取組となっています。

また、「食べることで、びわ湖を守る。」を合言葉に、県内外の消費者に対して環境こだわり農業の理解促進に努めるとともに、今後は、近江米をはじめ、県農産物のいっそうのブランド力向上・消費拡大・環境負荷の低減に向け、オーガニック農業等のより高度な内容へと取組の深化を目指します。



写真4-9-1 環境こだわり農産物 PRポスター

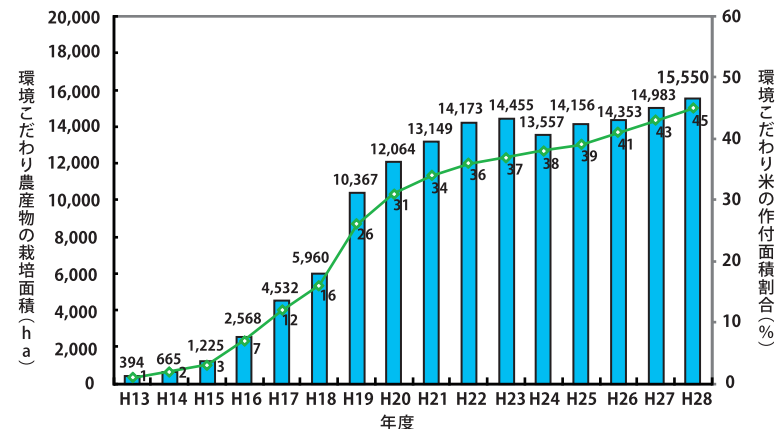


図4-9-2 環境こだわり農産物の栽培面積の推移

食のブランド推進課

【環境こだわり農産物】県が定めた基準に基づき、化学合成農薬・化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らすとともに、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖等の環境への負荷を減らす技術で生産された農産物。